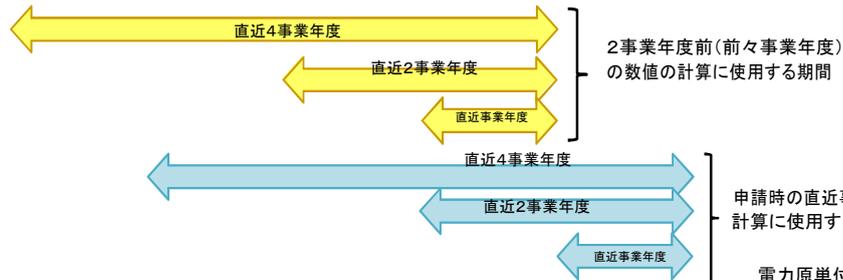




省令で定める基準(減免申請要件および優良基準)の判定表



	6事業年度前	5事業年度前	4事業年度前	3事業年度前	2事業年度前 (前々事業年度)	直近事業年度 (前事業年度)
電力原単位	a	b	c	d	e	f
対前年度比		①=(b/a)	②=(c/b)	③=(d/c)	④=(e/d)	⑤=(f/e)

電力原単位の対前年比変化率の平均(平均変化率)の計算式  
 直近事業年度の平均変化率  $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4} = A$   
 2事業年度前の平均変化率  $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4} = B$

- 手順 (1) 自社の「事業」を「日本標準産業分類・細分類(分類番号4桁)」に基づいて分類する  
 (2) (1)の「事業」毎の原単位を計算し、上表の a~f と ①~⑤欄に計算結果を記載する  
 (3) 上表の右にある計算式により、「直近事業年度の平均変化率」(A)と「2事業年度前の平均変化率」(B)を計算する  
 (4) 上表の数値、およびABの計算結果を基に、下表の左から順番に基準を満たすか否かを確認する  
 (5) 下表の「減免申請の可否」に「申請可」とあれば減免申請の要件を満たし、「優良基準」が○であれば、更に高い減免率が認められる

省令で定める基準(○が基準クリア、×は基準を満たさない)				減免申請の可否	優良基準
直近事業年度 (前事業年度)		2事業年度前 (前々事業年度)			
I 直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である	II 直近2事業年度連続で電力原単位が悪化していない、かつ、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。	III 直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である	IV 直近2事業年度連続で電力原単位が悪化していない、かつ、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。		
○ A ≤ 99	← 左の基準で要件クリアのため、これより右の基準については判定不要。判定結果は右 →			申請可	○
×	○ d < e < fではない かつ A ≤ 105	← 左の基準で要件クリアのため、これより右の基準については判定不要。判定結果は右 →		申請可	○
それ以外	× それ以外	○ B ≤ 99	← 左の基準で要件クリアのため、この基準については判定不要。判定結果は右 →	申請可	×
		× c < d < eではない かつ B ≤ 105		申請可	×
		B > 99 それ以外		申請不可	—

上記計算式の結果を下に記載して、左から右へ順番に確認していくと、「減免申請の可否」と「優良基準」について判定することができる

A \_\_\_\_\_  
 B \_\_\_\_\_

※ 直近事業年度において、I 又はIIの基準を満たしていない場合に、「省エネ法における事業者クラス分け評価制度において「Sクラス相当」である」又は「災害その他やむを得ない理由があると認められる場合」においては省令で定める基準を満たしているものとみなします。  
 ※※ 2事業年度前において、III又はIVの基準を満たしていない場合に、「災害その他やむを得ない理由があると認められる場合」においては省令で定める基準を満たしているものとみなします。